

正誤表

2024年1月7日

2024年目標 TAC建築士講座

級	一級
講義	学科
科目	法規
教材	法令集・法規テキスト・項目別問題集

日付	頁	誤	正																	
12/11	法令集 P451 建築士法20条の2 第2項 脚注	省令【構造設計一級建築士への法適合確認】 規則 17 条の 17 の <u>2</u>	省令【構造設計一級建築士への法適合確認】 規則 17 条の 17 の <u>2の2</u>																	
	法令集 P729 都市計画法53条 1項三号 脚注	政令【都市計画事業の施行に準ずる行為】 令 36 条の 9	政令【都市計画事業の施行に準ずる行為】 令 37 条の 2																	
	法規テキストP220 図	<p>「盛土規制法の規制等のポイント」の図中、 右上の「令3条（宅地造成及び特定盛土等）」の部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令3条（宅地造成及び特定盛土等）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一号</td> <td>盛土で2mを超える崖</td> <td>1 m</td> </tr> <tr> <td>二号</td> <td>切土で5mを超える崖</td> <td>2 m</td> </tr> <tr> <td>三号</td> <td>盛土と切土で5mを超える崖</td> <td>2 m</td> </tr> <tr> <td>四号</td> <td>盛土で高さが5mを超える (谷への盛土など、 崖を生じない場合も該当。)</td> <td>2 m</td> </tr> <tr> <td>五号</td> <td>盛土又は切土で 5,000m²を超える</td> <td>500m²</td> </tr> </tbody> </table>	令3条（宅地造成及び特定盛土等）			一号	盛土で 2m を超える崖	1 m	二号	切土で 5m を超える崖	2 m	三号	盛土と切土で 5m を超える崖	2 m	四号	盛土で高さが 5m を超える (谷への盛土など、 崖を生じない場合も該当。)	2 m	五号	盛土又は切土で 5,000m² を超える	500m ²
令3条（宅地造成及び特定盛土等）																				
一号	盛土で 2m を超える崖	1 m																		
二号	切土で 5m を超える崖	2 m																		
三号	盛土と切土で 5m を超える崖	2 m																		
四号	盛土で高さが 5m を超える (谷への盛土など、 崖を生じない場合も該当。)	2 m																		
五号	盛土又は切土で 5,000m² を超える	500m ²																		

次ページに続く

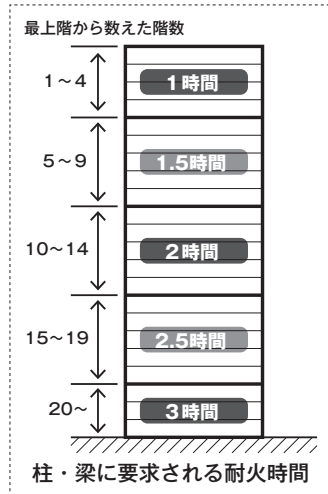
日付	頁	誤	正
1/7	法規 テキストP226 30行目	<u>令15条</u>	<u>令11条</u>
	法規 項目別問題集P227 No. 625 解説の差替え	【下の※1を切り貼りしてください】 ※「同上。」の部分を差し替えてください。	
	法規 テキストP54 右欄5行目 図の差替え	【3ページの※2を切り貼りしてください】	
	法規 項目別問題集P338 No. 847 問題の差替え	【3ページの※3を切り貼りしてください】 ※解説に訂正はありません。	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

※1 項目別問題集への切り貼り用

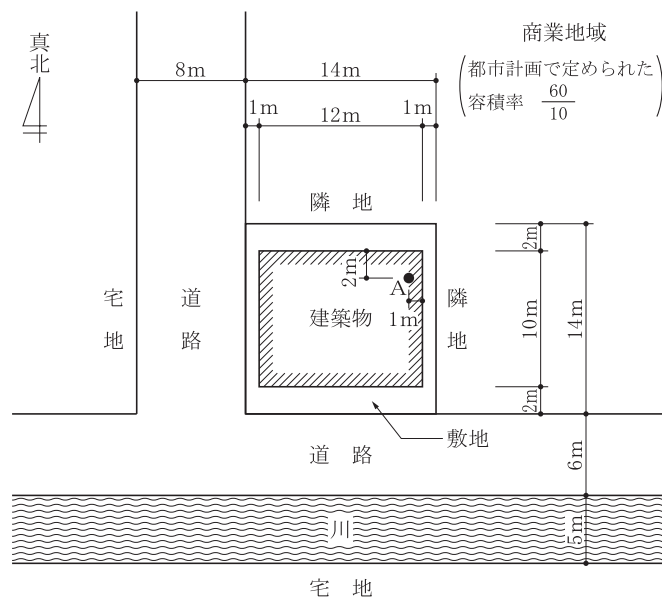
設問の軒の高さ10mの木造の建築物は、法6条1項二号に該当し、法20条1項二号に該当するため、同号イに基づく令81条2項により、高さ31m以下の場合は同項二号イの「許容応力度等計算」又はより高度な構造計算(時刻歴応答解析、限界耐力計算、保有水平耐力計算)を行わなければならない。

※2 テキストへの切り貼り用



※3 項目別問題集への切り貼り用

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等並びに門、塀等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 31.5 m
2. 34.5 m
3. 36.0 m
4. 38.5 m